

福山港港湾計画書

— 軽易な変更 —

平成30年3月

福山港港湾管理者
広島県

本計画書は、港湾法第三条の三の規定に基づき、

- ・平成10年02月 福山港地方港湾審議会
- ・平成10年03月 港湾審議会第165回計画部会

の議を経、その後の変更については、

- ・平成12年02月 福山港地方港湾審議会
- ・平成12年12月 福山港地方港湾審議会
- ・平成14年03月 福山港地方港湾審議会
- ・平成19年01月 福山港地方港湾審議会
- ・平成19年03月 交通政策審議会第23回港湾分科会
- ・平成20年08月 福山港地方港湾審議会
- ・平成25年05月 福山港地方港湾審議会
- ・平成25年06月 交通政策審議会第52回港湾分科会
- ・平成26年02月 福山港地方港湾審議会
- ・平成28年02月 福山港地方港湾審議会

の議を経た福山港の港湾計画の軽易な変更をするものである。

目 次

変更理由	1
港湾施設の規模及び配置	2
1 公共埠頭計画	2
土地造成及び土地利用計画	3
1 土地利用計画	3
その他重要事項	4
1 港湾施設の利用	4

変更理由

- 1 既存施設の機能分担を行い、港内の物流効率化を図るため、一文字地区及び沖浦地区において公共埠頭計画を変更し、物資補給岸壁を位置づける。
- 2 立地施設の土地需要に対応するため、内港地区において土地利用計画を変更する。

港湾施設の規模及び配置

1 公共埠頭計画

既存施設を有効活用し、港内の物流効率化を図るため、次の施設を物資補給岸壁へ利用転換する。

1-1 一文字地区

既設
水深 5.5 m 岸壁 5 バース 延長 450 m FB08C~FB12C
水深 5.0 m 岸壁 1 バース 延長 105 m FA09C

1-2 沖浦地区

既設
水深 4.5 m 岸壁 7 バース 延長 420 m FB01C, FB04C

土地造成及び土地利用計画

立地施設の土地需要に対応するため、土地利用計画を次のとおり計画する。

1 土地利用計画

(単位：ha)

用途 地区名	交流 厚生 用地	工業 用地	都市 機能 用地	交通 機能 用地	緑地	合 計
内港	(1) 1	(21) 21	5	(1) 3	(4) 4	(26) 33

注1 ()は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に特に密接に関連する土地利用計画で内数である。

注2 端数整理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。

注3 今回の変更に係る地区についてのみ記述した。

その他重要事項

1 港湾施設の利用

1-1 物資補給等のための施設

既存施設の機能分担を行い、港内の物流効率化を図るため、物資補給等のための施設を次のとおり位置付ける。

一文字地区

水深 5.5 m 岸壁 5 バース 延長 450 m (物資補給岸壁)

[既設]FB08C～FB12C

水深 5.0 m 岸壁 1 バース 延長 105 m (物資補給岸壁)

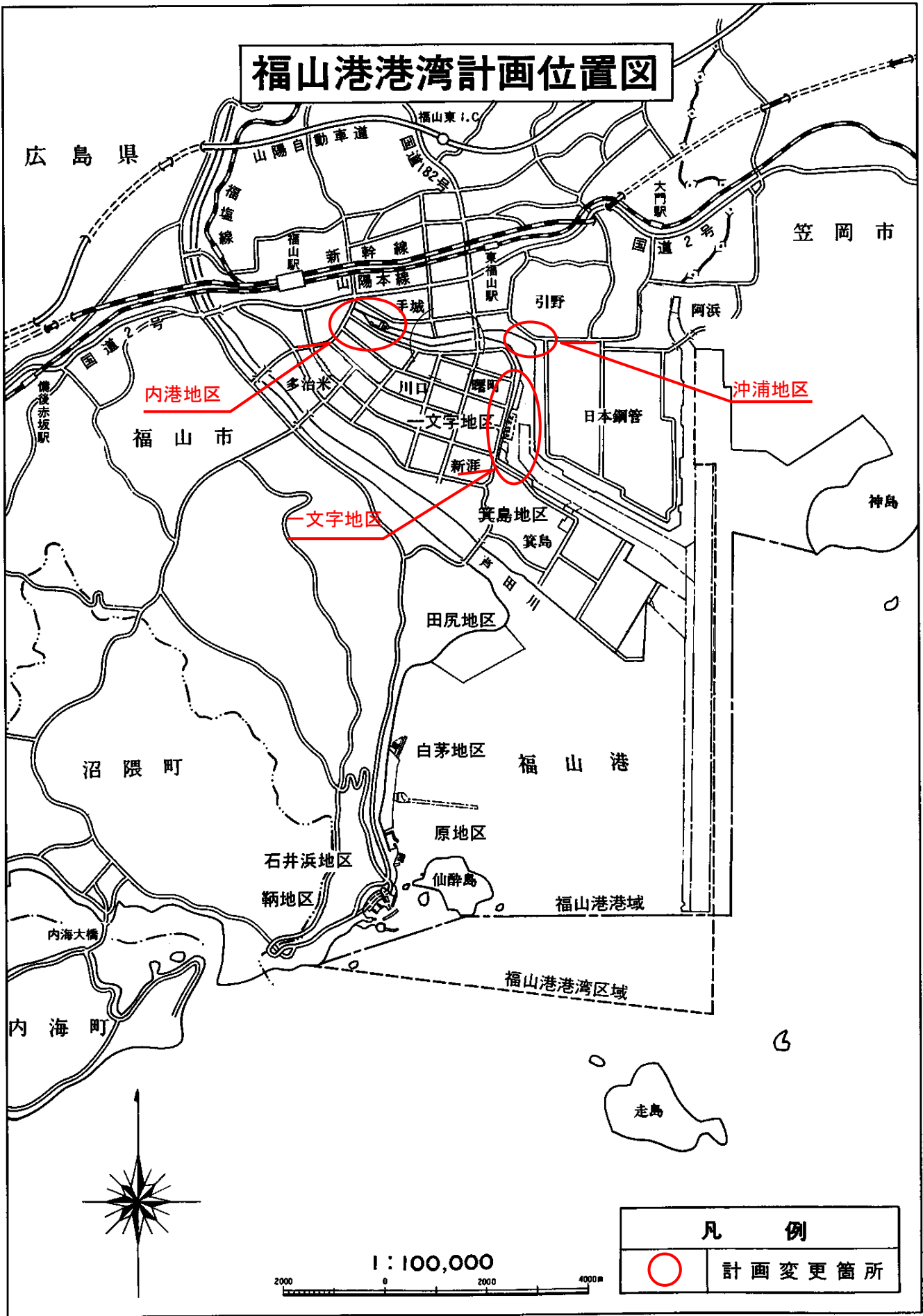
[既設]FA09C

沖浦地区

水深 4.5 m 岸壁 7 バース 延長 420 m (物資補給岸壁)

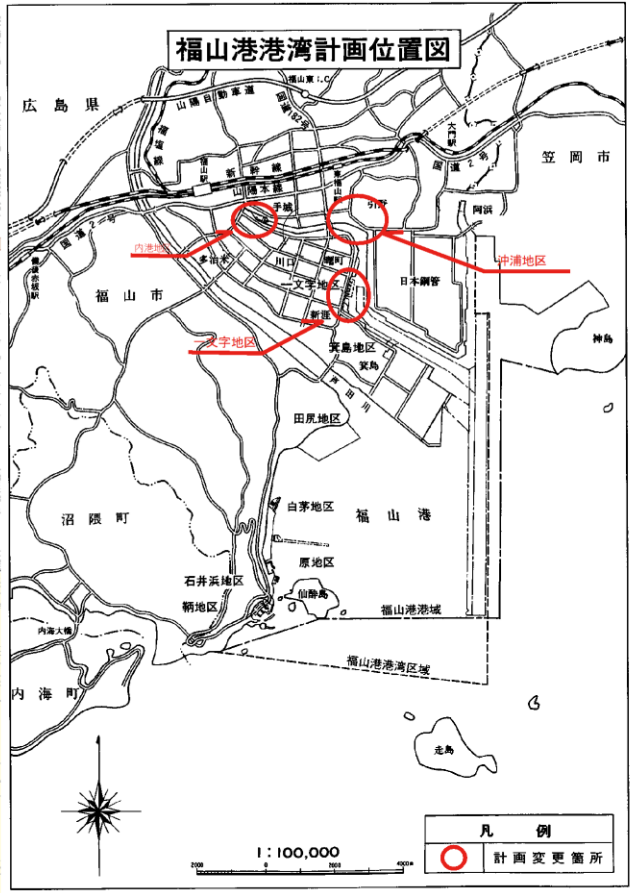
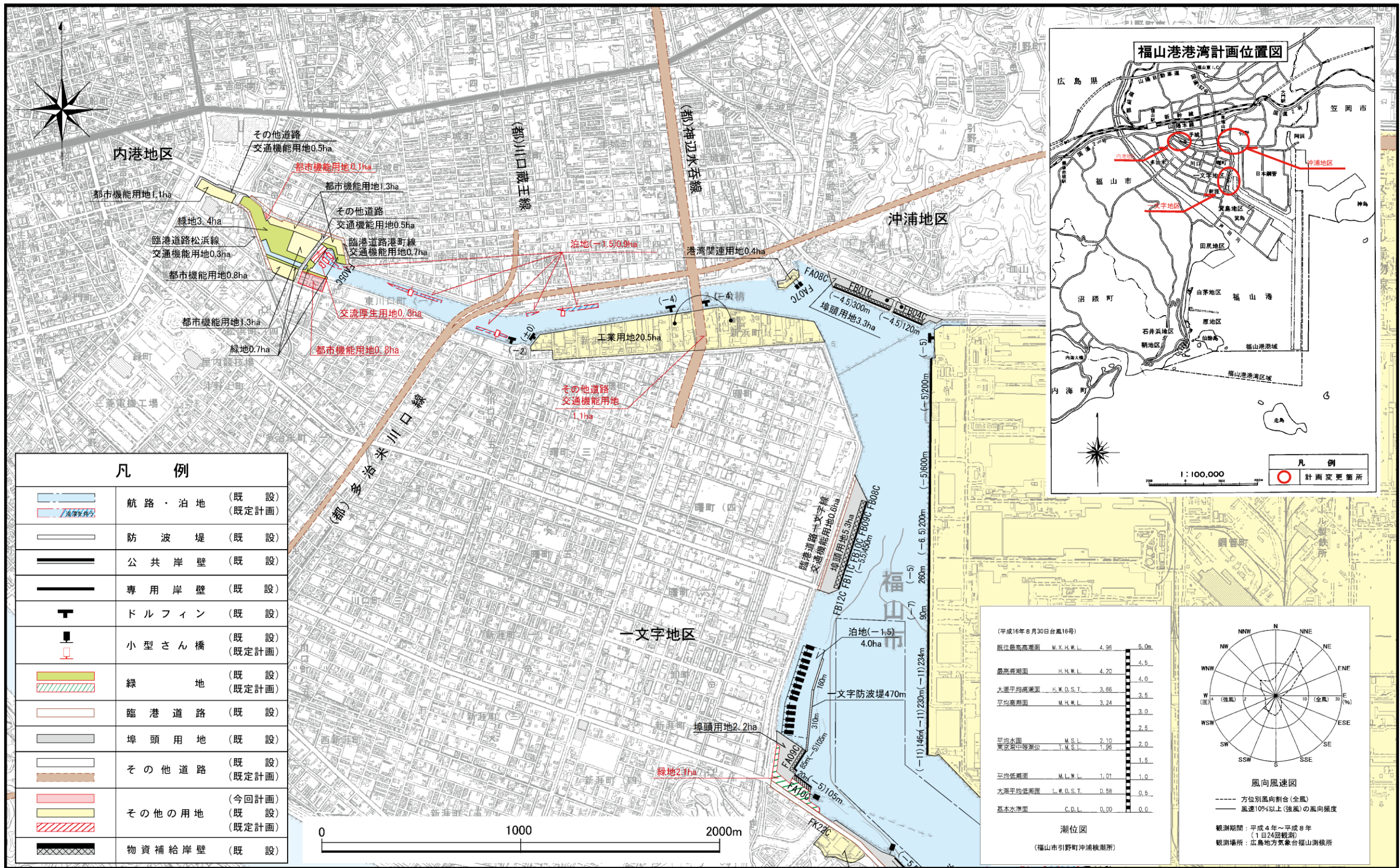
[既設]FB01C, FB04C

福山港港湾計画位置図

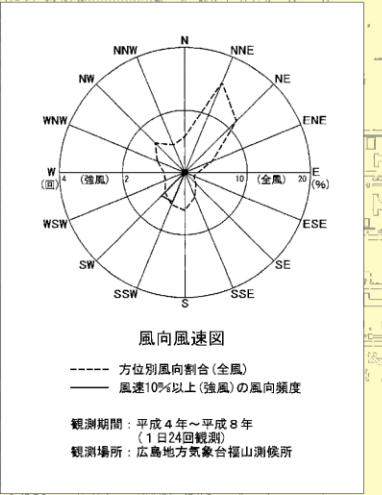
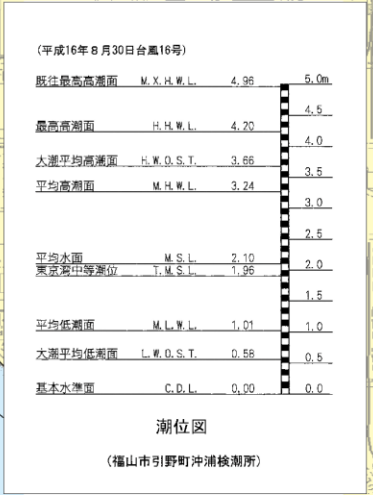


凡 例	
○	計画変更箇所

福山港 港湾計画図 (内港・一文字・沖浦地区)



凡 例	
	航路・泊地 (既設) (既定計画)
	防波堤 (既設)
	公共岸壁 (既設)
	専用岸壁 (既設)
	ドルフィン (既設)
	小型さん橋 (既設) (既定計画)
	緑地 (既設) (既定計画)
	臨港道路 (既設)
	埠頭用地 (既設)
	その他道路 (既設) (既定計画)
	その他の用地 (今回計画) (既設) (既定計画)
	物資補給岸壁 (既設)



「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図25000を複製したものである(承認番号 平29中複、第24号)」